

令和6年12月定例会 議案第9号
12月9日 建設水道常任委員会資料

水道料金改定資料

成田市水道部

1 水道料金改定の必要性

水道事業は、独立採算制を原則として、事業費を水道料金等で賄うこととされ、水道料金については、水道法第14条及び水道法施行規則第12条において、財政の均衡が保てるよう公正妥当に設定すると規定されています。

本市の水道事業は、平成24年度の料金改定以降、経営の効率化により現行の料金体系を維持しつつ、安全・安心な水道水の安定供給のため、老朽化した施設・管路の更新や耐震化に取り組んできました。

しかしながら、施設整備による減価償却費の増加、取水施設の老朽化に伴う取水量の減少等による印旛広域水道用水供給事業からの受水量の増加、昨今の物価高騰の影響等により、令和2年度以降4期連続で赤字決算となっており、令和5年度には利益積立金を使い果たして約1億2千万円の繰越欠損金が生じました。

今後についても、給水人口は増加傾向となっていますが、節水意識の向上やライフスタイルの変化等により一般家庭での水道使用量は減少傾向であり、給水収益の大幅な増収は見込めない一方で、施設・管路の老朽化対策や近年の激甚化・頻発化する災害に対応するための整備を計画的に進めていく必要があることから、厳しい経営状況が続く見込みです。

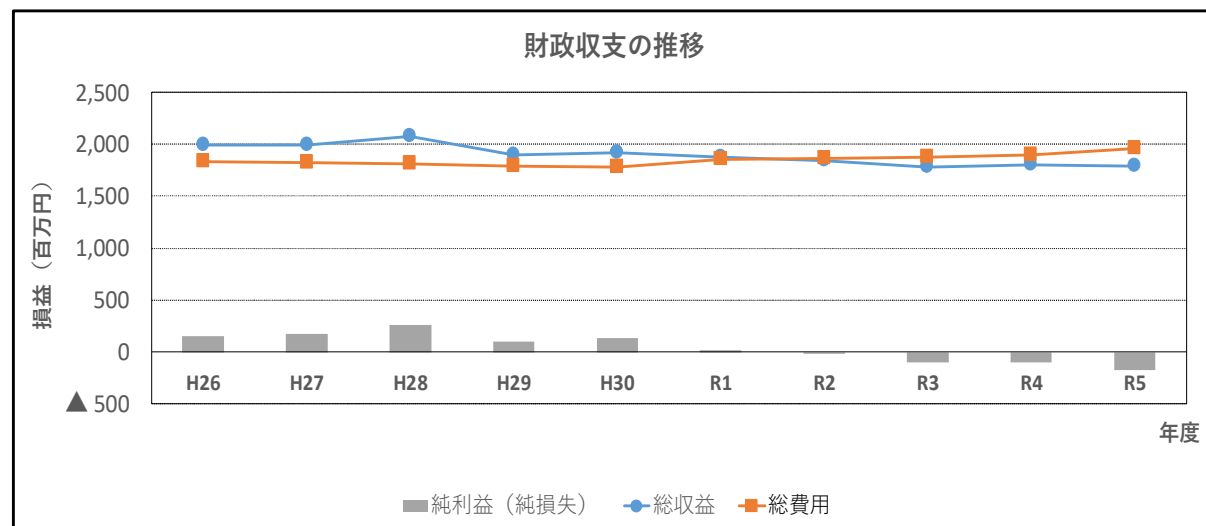
このままでは、令和9年度には、資金残高が枯渇して事業が継続できなくなる見込みであることから、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインである水道事業を将来にわたって持続的かつ健全に経営していくため料金改定を実施するものです。

財政収支の推移

(単位: 百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総収益	1,992	1,988	2,070	1,892	1,911	1,871	1,840	1,781	1,795	1,788
総費用	1,833	1,816	1,808	1,793	1,778	1,853	1,860	1,879	1,891	1,961
純利益(純損失)	159	172	262	99	133	18	▲ 20	▲ 98	▲ 96	▲ 173

※H26からH28までの総収益は、それぞれ一般会計からの経営補助金125百万円を含む。

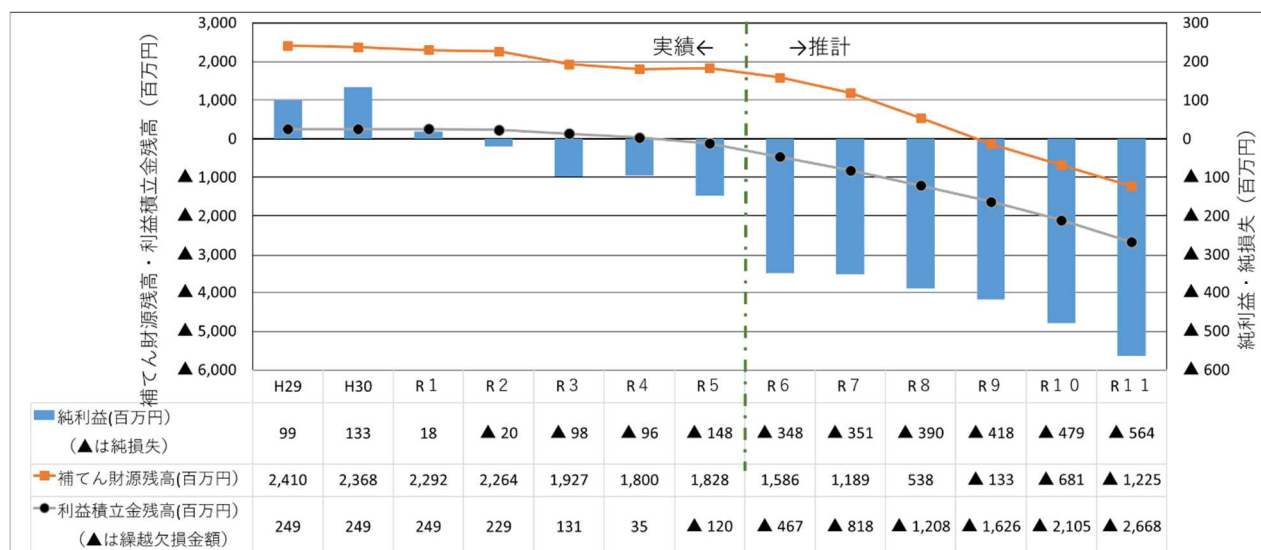


2 財政収支の見通し

料金改定を実施しない場合の見通し

現在の本市の水道事業は、1 m³当たりの水道水を作るために要する費用（給水原価）が、1 m³当たりの水道水を使用することで得られる収入（供給単価）を上回っている状況です。

料金改定を実施しない場合は、今後も損失額が拡大していく見込みで、令和9年度には補てん財源残高もマイナスとなり、事業を継続できなくなる見込みです。



※令和5年度決算：給水原価 256.1円 供給単価 208.3円

3 水道料金改定案の策定

3.1 水道料金改定作業

財政収支の見通しを踏まえ、令和3年度から水道料金改定作業を進めてまいりました。

【検討の経緯】

令和3年度～5年度

- ・ 7回にわたり水道事業運営審議会を開催し、水道料金のあり方について検討を行い、水道料金改定案（素案）を策定

令和6年度

- ・ 素案を添えて適正な水道料金のあり方について審議会へ諮問
- ・ 素案の内容は妥当であるとした答申書（令和6年7月2日）を受理
- ・ 答申を得て、改めて一般会計からの財政支援も含めて料金改定について関係部局と協議し、最終的な水道料金改定案を策定

3.2 水道料金改定率の算定

水道料金の改定率は、公益社団法人 日本水道協会による「水道料金算定要領」及び「水道料金改定業務の手引き」に基づき「総括原価方式※」にて算定しております。

水道料金算定期間を5年間（R7年度～R11年度）と設定し、繰越欠損金を解消しつつ、算定期間中の黒字を確保するように財政シミュレーションを行いました。

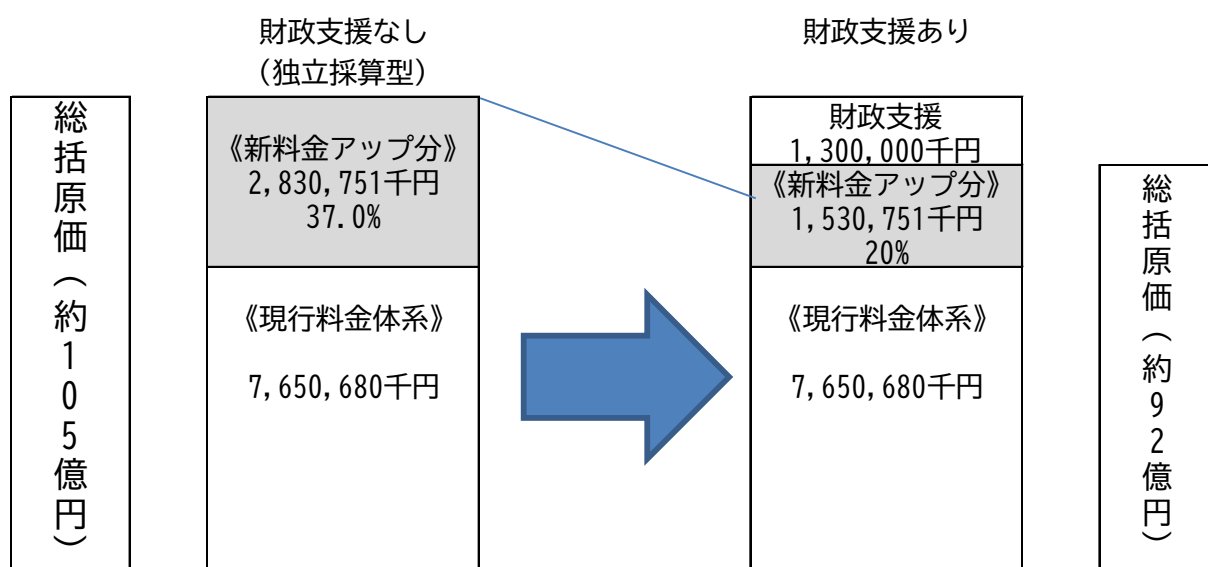
現行の水道料金体系で算定期間中の水道料金収入を算定すると、5年間総額で約76億5千万円となり、全体の水道料金改定率を算定すると将来の水道事業運営に必要な料金改定率は37%となりました。

$$\begin{aligned}\text{料金改定率（\%）} &= (\text{総括原価} \div \text{現在料金収益} - 1) \times 100 \\ &= (10,481,431 \text{ 千円} \div 7,650,680 \text{ 千円} - 1) \times 100 \\ &\div 37.0\end{aligned}$$

※総括原価方式とは、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用（支払利息及び資産維持費）を加えて算定した「総括原価」と、料金収入の総額が一致するよう料金水準を定める方式。

3.3 水道使用者の負担軽減について

総括原価方式より算定された改定率37%の値上げについては、水道使用者の負担が急激に増えてしまうことから、その軽減を図るため、一般会計から財政支援を受け、本市と同様に印旛広域水道から受水している印旛管内他事業体の水道料金も勘案し、改定率を20%まで引き下げることとしました。



3.4 料金体系案の比較

改定後の料金体系については、現行の料金体系に合わせ、基本料金と従量料金の2部制と、使用水量が増加すると料金単価が上昇する「逦増料金制」を維持し、①全ての利用者に対して一律に改定するケース、②一般家庭に配慮したケース、③大口需要者に配慮したケース、④県内事業者と比較して比較的安い口径13mmを大幅に引き上げ、他の口径の負担を抑えたケースを比較検討しました。

その結果、昨今の物価高騰は市民生活と企業活動の双方に大きな影響を及ぼしている中、②のケースについては、現行料金における大口需要者の負担は県内でも高い水準であり、あまりに負担を増やすと井戸への転換、併用などの水道離れが加速する可能性があること、③及び④のケースについては、現下の状況で一般家庭に大口需要者の負担を転嫁することは避けるべきであるとの考えから、現行の料金体系の考え方を踏襲しつつ、全ての水道利用者に公平な改正となる、①の一律改定を今回の料金改定の方針としました。

なお、工事等で臨時に水道を使用する場合に適用される臨時用水道料金についても、一般用水道料金と合わせて改定します。

新旧料金比較表

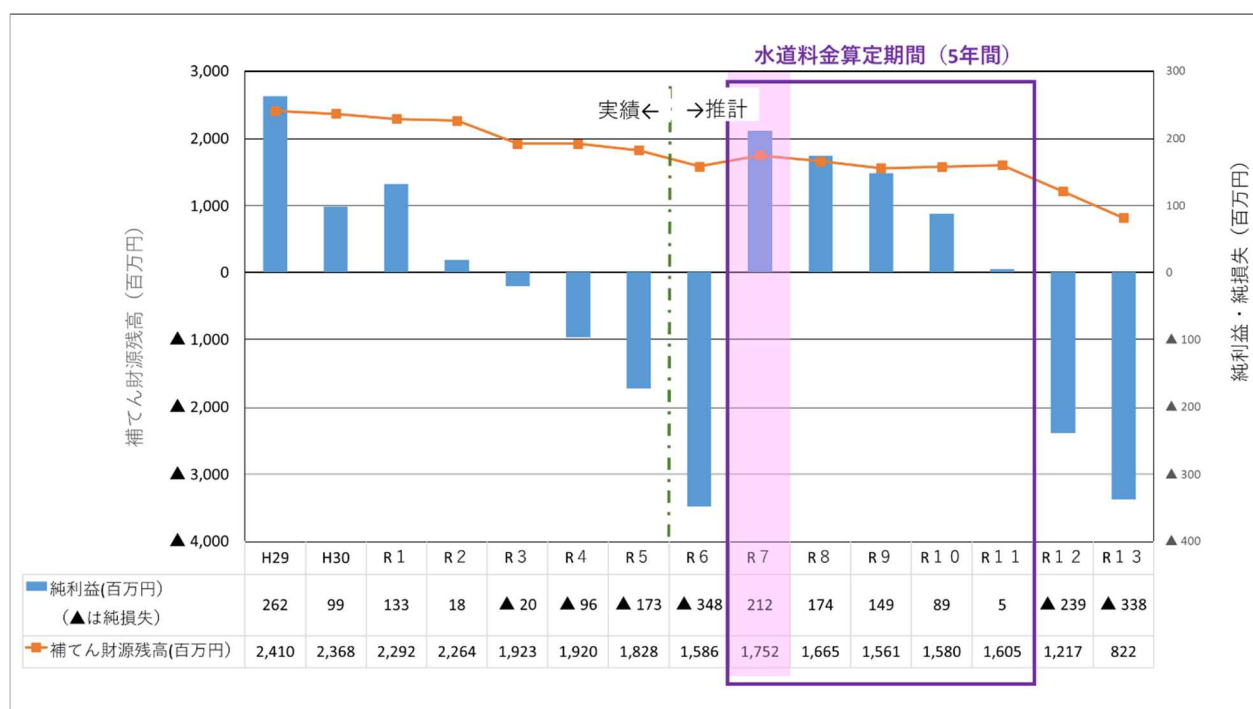
口 径	基 本 料 金 (税込み)			水 量 区 分	従 量 料 金 (税込み)		
	現行料金 (円/1月)	改定後料金 (円/1月)	差額 (円/1月)		現行料金 (円/m ³)	改定後料金 (円/m ³)	差額 (円) (円/m ³)
13mm	462	550	88	1m ³ ～10m ³	62.7	74.8	12.1
20mm	1,045	1,254	209	11m ³ ～20m ³	165.0	198.0	33.0
25mm	1,826	2,189	363	21m ³ ～40m ³	268.4	322.3	53.9
30mm	3,399	4,081	682	41m ³ ～100m ³	358.6	430.1	71.5
40mm	7,106	8,525	1,419	101m ³ ～500m ³	444.4	533.5	89.1
50mm	15,994	19,195	3,201	501m ³ ～1000m ³	485.1	581.9	96.8
75mm	36,597	43,912	7,315	1001m ³ ～	484.0	580.8	96.8
100mm	70,499	84,601	14,102				
150mm	195,558	234,674	39,116				

※改定後料金は、端数処理のため、現行料金の税抜金額に改定率を乗じ、基本料金については10円未満の額を四捨五入、従量料金については1円未満の額を四捨五入して算出。このため、実際の増額率は20%とまらない場合がある。

4 料金改定後の財政収支の見通し

料金改定を実施した場合、収益的収支は令和7年度には約2億1千万円の黒字になり、令和11年度まで黒字を維持することができます。また、補てん財源についても概ね15億円以上を確保することができ、万が一地震災害などで水道料金収入が得られない状況になったとしても、費用の支払いが可能になることから、安定的な経営を行うことができます。

令和12年度以降については、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じて水道料金のあり方について検討を行ってまいります。



印旛管内水道事業体との水道料金比較（口径20mmで2ヶ月40m³使用した場合）

順位	事業体	(円)	本市との比較
	成田市（37%改定後）	9,108	2,464
1	八街市	8,660	2,016
2	富里市	8,580	1,936
2	印西市	8,580	1,936
4	白井市	8,392	1,748
5	長門川水道企業団	8,360	1,716
	成田市（20%改定後）	7,964	1,320
7	佐倉市	7,540	896
8	四街道市※	7,414	770
9	酒々井町	7,260	616
10	成田市（現行）	6,644	0
	印旛管内平均（20%改定後）	8,083	1,439
	千葉県	6,500	-144

※四街道市は令和7年4月の料金改定後の額。
現行料金は5,280円。

